

所得税・市県民税の申告は正しくお早めに！

申告書の提出は『2月16日(金)～3月15日(木)』

2月16日から3月15日までは、所得税の確定申告、市県民税の申告期間です。確定申告をしなければならぬ方や還付を受けることができる方、年末調整を受けられなかった方などは申告相談もお受けしますので、期間中は早めに申告書を提出してください。

申告相談の期間

2月16日(金)～3月15日(木)
午前9時～午後4時30分受付
※土・日曜日は除く

申告相談の会場

- ・八鹿文化会館2階展示室
- ・やぶ生涯学習センター 農業技術研修室
- ・大屋公民館研修室
- ・エイドホール 農林研修室

確定申告をしなればならない方

- ◆ 自営業を営んでいる方(小売業や製造業、保険外交員、サービス業、農業など)
- ◆ 給与を1カ所から受けている方で、給与の他に地代や家賃、農業などの所得の合計額が20万円を超える方
- ◆ 給与を2カ所以上から受けている方で、年末調整をされていない給与の合計額が20万円を超える方
- ◆ 給与の支払いの際、所得税を源泉徴収されていない方を年末調整時に扶養控除等を

誤って提出してしまったり、年末調整が正確になされていない方

- ◆ 平成18年中の給与による収入金額の合計額が20万円を超える方

確定申告をすることで所得税が還付される方

- ◆ 年の中途で退職し、年末調整が受けられなかった方
- ◆ サラリーマンで医療費控除や寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けられる方
- ◆ サラリーマンで生命保険料

期限内に申告を！

控除や損害保険料控除、扶養控除など年末調整時に申告されなかった方

期限内に申告や納税をしなかったり、間違った申告をする、後で不足の税金を納めるだけでなく無申告加算税等を納めなければなりません。できるだけ早く正確に申告してください。

また、市県民税申告書の提出は、「申告書の手引き」をよく読んで、3月15日までに提出しましょう。

申告相談に必要なものは？

①市県民税申告書・所得税確定申告書(税務署から送付があった方)

②印鑑

③給与・年金収入のある方は、源泉徴収票、給与支払者の証明書

④営業・農業・不動産所得のある方は、収入や経費を項目ごとに集計してお越しください。

⑤生命保険、損害保険、社会保険料などの控除を受けられる方は、その支払証明書

⑥医療費控除を受けられる方は、医療費の明細書・領収書・保険などで補てんされた金額の明細書(医療費の明細書は事前に作成してください。医療を受けた方ごと、病院ごとにまとめてください)